

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和5年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	2982.16	3410.96	2683.4	3362.04	3631.44	3058.66	2278.44	2998.52	3838.68	3380.42	2351.38	
残滓搬出量	604	575	285	408	474	428	380	253	502	488	392	

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	16	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	907	881	
集じん装置に流入する燃焼ガス温度 °C ※1	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	160	161	
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	休炉中	6	6	
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	30	31	13	31	31	29	14	20	28	0	0	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	910	896	886	882	882	884	896	903	898	休炉中	休炉中	
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	219	216	213	208	212	216	226	216	222	休炉中	休炉中	
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	5	4	4	5	3	4	6	9	7	休炉中	休炉中	
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	—	

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

※1 基幹的設備改良工事にて1号炉の集じん器(EP)が更新になり集じん装置(バグフィルター)に換わりました。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉			測定実施回数	
試料採取位置			煙突入口			ばい煙濃度測定回数	
試料採取月日						0回/年	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日						ダイオキシン類濃度測定回数	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日						0回/年	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）			適用法令	
ばいじん	0.08	g/m ³ N	基幹的設備改良工事の為に令和5年2月から12月まで休炉中でした。 休炉中の為上記期間は測定未実施です。			大気汚染防止法	
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h				大気汚染防止法	
塩化水素	122	ppm				大阪府生活環境の保全等に関する条例	
窒素酸化物	250	ppm				大気汚染防止法	
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N				大阪府生活環境の保全等に関する条例	
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N				大阪府生活環境の保全等に関する条例	
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N				ダイオキシン類対策特別措置法	

項目 / 焼却炉			2号炉					測定実施回数	
試料採取位置			煙突入口					ばい煙濃度測定回数	
試料採取月日			4月11日	6月7日	8月3日	10月4日	12月12日	5回/年	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月8日	6月28日	8月29日	10月25日	1月11日	ダイオキシン類濃度測定回数	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	—	9月7日	—	1月18日	2回/年	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）					適用法令	
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002未満	0.003	0.002未満	0.002未満	0.002未満	大気汚染防止法	
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法	
塩化水素	122	ppm	6未満	6未満	7未満	17	7未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
窒素酸化物	250	ppm	52	55	71	72	110	大気汚染防止法	
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005未満	—	—	0.005未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005未満	—	—	0.005未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例	
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	—	0.24	—	0.36	ダイオキシン類対策特別措置法	

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。